

告 示

埼玉県告示第八百十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

下栢間・柴山枝郷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百七十一号で告示した区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器